

事業の総括と次年度の展望

東日本大震災から早いもので4年が経過しましたが、いまだに余震とみられる地震が続いております。東日本大震災などの地震災害や豪雨・台風等による土砂災害、火山の噴火など自然災害が相次ぐなか、災害からどう身を守るかを学ぶ「防災教育」の充実が求められております。

本県におきましても、これまで以上に防災教育の推進が重要であると認識し、従来の取組に加え、「地域住民参画による新たな防災教育システムの構築」、「関係機関・団体と連携した、地域の実態に即した防災教育体制の整備」など、新たな方向性や視点からの取組が期待されております。

こうした中、今年度は「地域連携」をキーワードに、自分の命は自分で守ることができる幼児児童生徒の育成を目指し「災害安全関連事業」を展開してきたところでありますが、平成26年度に予定した事業を概ね終了することができました。

防災教育において、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成したり、支援者となる視点から、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めたりするには、理科や社会科、保健体育科等の各教科において、災害の原因となる現象の理解や安全な社会づくりを担う関係機関の役割、応急手当等の知識や技能のみならず、道徳における道徳的価値の涵養（かんよう）や特別活動における実践的な活動、総合的な学習の時間における教科横断的な取組を行えるようにすることが重要であります。

現行の学習指導要領等においては、安全に関する知識等の学習については生活科や社会科・地理歴史科・公民科、理科、体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に扱われており、安全を確保するための行動等の指導については特別活動を中心に行われています。また、社会貢献の意識等については社会科・地理歴史科・公民科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動で扱われることが多くなっております。

防災教育については、こうした各教科等の特質に応じて学校の

教育活動全体を通じて適切に行うよう示されておりますが、各教科等が安全教育で果たすべき役割や、各教科相互の関係性、重点的に指導すべき事項などが、学習指導要領上必ずしも系統的に整理されておらず、学校における教育が効果的に実施できていない状況を学校訪問を通じて見取ることができました。

こうした課題を踏まえ、一昨年県教委で作成した「学校における防災の手びき」を参考に、防災教育の内容が系統的に整理されるよう、学校訪問に加え、各種研修会等においても各学校に働きかけるとともに、各教科目標と防災教育の目標（各発達の段階における防災教育で目指す幼児児童生徒の姿）との関係性についても併せて確認をしております。

また、特別活動においては、学級活動や学校行事において災害安全に係る内容が含まれているものの、発達の段階や地域で生活する上で想定される災害等の危険に応じた指導を行うに当たって、必ずしも十分な時間が確保されているとは言えず、学校によってその取組状況に格差が出ております。

このような課題を踏まえ、次年度の事業実施に当たっては、各教科における時間の確保を含め、全ての学校において必要な安全教育を実施することができるよう何らかの改善のための工夫を促す必要があると考えております。

今後とも、東日本大震災の課題や教訓、その後も発生している台風や大雨等による土砂災害、火山災害等の課題も踏まえ、防災教育について重点的に内容を充実させていくことが重要であります。特に、市町村等から出される災害に関する様々な情報や活用する方法について理解することは、自らの命を守る上で不可欠であり、小学校の段階から発達に応じて適切に行われることで、自助の考え方が定着していくと考えられます。また、幼稚園や保育所の段階においても、教職員や保護者等大人の援助の下で、何が危険であるかを理解し、体験を通して安全についての構えを身に付けていくことは、その後の防災教育の基盤づくりにつながり、重要であります。特に、昨年3月にリニューアルオープンした「県防災学習館」を活用した体験型の防災学習を、各校には積極的に取り入れていただきたいと思っております。

また、防災教育の効果的な推進には地域との連携が不可欠です。各地域の地名には、過去の災害教訓を踏まえたものも少なくありません。代々語り継がれてきた災害教訓等の地域教材の活用は、児童生徒等の意欲の向上につながり効果的です。

東日本大震災以降、学校の特別活動等における避難訓練では、児童生徒等が自ら主体的に危険を回避して避難する実践的な取組が行われるようになってきました。しかし、そもそも避難訓練は消防法で定められた防火管理者が児童生徒等を安全に避難誘導するために行う教職員の訓練であり、児童生徒等が危険を予測できる力や的確に行動できる力を身に付けることを目指した特別活動等の教育活動とは目的が異なります。各学校においては、教職員が主体となる避難訓練と児童生徒等の学習として行う防災活動の趣旨や目的について整理をした上で訓練を実施していただくようお願いいたします。

なお、特別活動等において、児童生徒等が危険を予測できる力や的確に行動できる力を身に付けることを目指した訓練を実施する際は次の点に留意してください。

- (1) 各学校等において、防災教育が適正に行われ期待される教育の成果が出ているのかは、つねに検討されていなければならない。

県内の多くの学校では、地域住民等と合同で避難訓練を実施しているが、日頃の防災教育の成果がどのようにこの合同訓練等における児童生徒の行動に生かされているのかを、客観的に地域の人々から評価してもらおうという、「評価手法」を取り入れることを検討する。

- (2) 年間を通して計画的に避難訓練を行い、指導を徹底させているか見直しを行う。
- (3) 避難訓練で想定する災害は、火災だけでなく、地震・風水害等を含めて変化を持たせ、子どもの防災能力を高める工夫をする。(体験的学習の活用)

- (4) 子どもを校舎外へ避難させる場合の誘導法、隊形等について具体的に指導する。
- (5) 教師の指示や子どもの最初にとる行動を明確にする。
- (6) 通学路を調査し、地震等の想定される自然災害に対し適切な行動がとれるよう指導する。
- (7) 心身に障害のある子どもには個別に対応し、安全の確保をする。

最後に、これからの時代に、安全教育を通じて子供たちに求められる力を育むためには「何を知っているか」のみならず「何ができるか」を重視した教育課程が必要であります。

「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月閣議決定）においては、発達の段階に応じた安全教育によって、以下のような能力を育むことが重要とされています。

- (1) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
- (2) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

本県における急速な少子高齢化の進展は、学校と地域社会のつながりや支え合いによるセーフティーネット機能の低下を招いております。学校教育、地域教育、家庭教育を三位一体と捉え、保護者や地域住民、設置者の異なる学校間、その他の関係機関など、多様な関係者と連携する方策を構築し、安全のためのネットワー

クを重層的に構築する必要があると考えます。

学校安全は、安全教育と安全管理、組織活動という三つの主要な活動から構成されていますが、安全教育と安全管理の両者の活動を円滑に進めるためには、組織活動の充実を図っていく必要があります。

学校保健安全法においては、各学校において学校安全計画を作成・実施することが義務付けられており、その計画中には、施設設備の安全点検、安全に関する指導や教職員の研修等を含めることとされています。各学校においては、その環境や児童生徒等の状況に応じ、安全管理や安全教育相互の有機的な関連を図りながら推進していくことが求められており、そのためには既存の地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）、学校支援地域本部等をはじめ、地域のパトロール隊やスクールガード（学校安全ボランティア）等と連携し、安全教育の充実に応じた安全管理の在り方についても検討していく必要があります。

平成27年度は、「学校安全推進事業」の取組を更に充実させるため、「学校安全推進委員会」を教育庁内に新たに設置し、各方面の有識者に意見を求めながら事業の方向性を定めるとともに、運営面でも協力を得たいと考えております。

災害安全の領域だけでなく、生活安全（防犯含む）・交通安全も加えた学校安全三領域における安全教育活動が、県内全ての学校で更に充実するよう、引き続き「学校安全推進事業」の推進につきまして、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これからの学校安全の考え方につきましては、秋田県の学校体育・学校健康教育資料集第57号（平成27年3月発行）の91ページから99ページに掲載（参考資料含む）しておりますので参考願います。

平成27年3月
秋田県教育庁保健体育課
防災教育・安全班